

農林委員会議録第二十三号

昭和二十八年七月二十三日(木曜日)

午後零時二十九分開議

出席委員

- 委員長 井出一太郎君
- 理事足立 篤郎君 理事平野 三郎君
- 理事足鹿 覺君 理事佐竹 新市君
- 理事安藤 覺君
- 小枝 一雄君 佐藤善一郎君
- 福田 喜東君 吉川 久衛君
- 井谷 正吉君 芳賀 貢君
- 山本 幸一君 川俣 清吾君
- 久保田 豊君

出席政府委員

- 農林事務官 平川 守君
- (農地局長)
- 農林事務官(農地局長) 塩見友之助君
- 農林事務官(畜産局長) 大坪 藤市君

委員外の出席者

- 専門員 難波 理平君
- 専門員 岩隈 博君
- 専門員 藤井 信君

七月二十二日

本新島干拓入植に関する請願(平野力三君紹介)(第五〇三五号)

西村山郡の土地改良事業等に関する請願(牧野寛素君紹介)(第五〇三六号)

仁田山山地酪農地区指定に関する請願(牧野寛素君紹介)(第五〇三七号)

滝葉沢林道開設の請願(牧野寛素君紹介)(第五〇三八号)

輸入こんにやくに対する対策確立に関する請願(小峯柳多君紹介)(第五〇三九号)

同(福田越夫君紹介)(第五一九二号) 因島市の農作物等水害対策確立に關する請願(岡本忠雄君紹介)(第五一八二号)

農業災害復旧促進のための法律制定に關する請願(永田良吉君外二名紹介)(第五一八三号)

広島県の農業災害対策確立に關する請願(高橋一君紹介)(第五一八四号)

水源かん養林造成事業拡充強化等に關する請願(星島二郎君紹介)(第五一八五号)

台風第二号による風水害対策確立に關する請願(星島二郎君紹介)(第五一八六号)

鹿屋市地内のえん体ごう及び誘導路解体開通に關する請願(永田良吉君紹介)(第五一九九号)

本日の會議に付した事件

農業機械化促進法案(平野三郎君外十六名提出、衆法第一四号)

有畜農家創設特別措置法案(内閣提出第一五一号)

○井出委員長 これより會議を開きます。有畜農家創設特別措置法案を議題といたします。質疑に入ります。芳賀貢君。

○芳賀委員 この法案につきまして、前国会において当委員会においても審議を行ったわけですが、解散によつて再びこれが審議を行うことになつたわけでありませぬ。その当時私

も質疑の中で指摘した点があつたわけでありませぬ、今度は畜産局長もかわられておるので、なお二、三の点に對してただだしたいと思つたわけでありませぬ。

最初にお伺いしたいことは、有畜農家創設事業が昭和二十七年から行われておるわけですが、二十八年度における有畜農家創設事業の実施の概要は、どういふようなお考えでこれを振興させようとなさるか、その点をまずお伺いしてみたいのでありませぬ。

○大坪政府委員 お手元に資料として配付いたしておりますが、当初二十億の資金を創定いたしました、有畜農家創設事業をやりましたが、大体その九七〇程度消化いたしましたのでありませぬ。当初は乳牛につきましては一萬頭を予定しておりましたが、非常に希望

が多くありましたので、繰合せまして一萬五千頭といたしましたのでありませぬ。○芳賀委員 関連してひとつお伺いしたい点は、農林当局においては、外国からの乳牛を入れておるわけですが、イラワラ・ショートホーンという牛を、主として長崎県に導入したそうでありませぬが、この中に相当の不妊牛が來ておるといふようなことを承知しておるわけでありませぬ。これらの問題について、優秀なる牛を外国から入れることは非常にけつこうでありますけれども、それがはたして日本の国内において、飼育管理の上からも適応性を持つておるかどうかという等々は、事前に十分研究調査して導入されておる

わけでありませぬが、こういう問題の経緯について承知したいと思つたのでありませぬ。

○大坪政府委員 昨年、長崎県の依頼によりまして、薩州のイラワラ湖の地から、イラワラ・ショートホーンを七十五頭、政府の職員であります畜産局長が薩州に酪農事情を視察に参りましたときに導入して参つたのでありませぬ、その中に相当数いよゆる不妊牛というものが出て参つたのでありませぬが、これにつきまして日下実情を調査中であるのでありませぬ。飼育管理につきましては、県の方といたしましても、私の方といたしましても、特別指導をいたしておるのでありませぬが、現在までのところ七十一頭のうち、約三十頭近いものが不妊牛になつておると、こういうような事情になつております。

○芳賀委員 これははたしてどちらの手落ちだと局長は判断されておりますか。

○大坪政府委員 購買の事情を詳細に調べて見ますと、御承知のように、向うは完全放牧であるのでありませぬ。それを狩り集めまして、購買をいたすのでありませぬが、一々妊娠をしていくかしていかないかというのを實際問題として見るといふことが非常に困難な事情のようであるのでありませぬ。長崎県から依頼を受けましたので、まだ妊娠の経験のない、しかも分娩の経験のないいわゆる無経産無妊娠牛というものを導入して來るといふことで参りましたが、實際問題として、妊娠して

いるかどうか、そういうような点が非常に検討が困難なようであるのでありませぬ。

○芳賀委員 私のお尋ねしているのは、この買付け先であるところの薩州において、すでに妊娠障害というやうな症状を持つておつたのがわからないで入つたか、また向うにおれば十分妊娠が可能であるけれども、この日本に來て非常に環境が違つたやうな、飼育と管理とか、そういうやうなことが影響を受けて、それらが原因になつて、こういうやうな症状が現われているのか、その点の判断はどういふようにお考えになつておるかということをお伺いしておるのでありませぬ。

○大坪政府委員 向うの薩州の方で飼育しておられます場合には、ほとんど完全放牧でありますので、こちらに参りますと、畜舎につなぎまして飼育する、こういうやうなわけで、飼育の状況が違つたやうな、粗飼料と申しますか、飼料の与え方が違つたやうな、氣候風土が違つて参る、大体この三つが条件としてかわつておるといふことになりませぬが、はたしてたゞいま御質問のやうに、向うで放牧しておれば妊娠をする、ところが内地の氣候風土の変化のために妊娠しないやうな状態になつたか、その辺の事情を目下検討いたしておるわけでありませぬ、はつきりそれについて、どういふやうな結論というやうな結論はまだ出しておりませぬ。

○芳賀委員 今年度、遅くとも秋ごろ





せて考えるかという点も、あまり明確でないかと思つております。この理由の中には、自動耕耘機とか、カルチャー、二段耕耘機、そういうようなものをやつておるので、主として内地における五反とか七反百姓の規模の中における機械化ということを考えておられることと思つておられます。もう少し、世界的な水準と言つては大きくなりすぎても、もう少し広い規模の上に立つた、角度の上に立つた共同利用施設というような機械化という点に對しては、どうしようもない意図を持つておられるかという点。

それからもう一つは、地域的に、たとえば府界単位くらいに、その地域に即応した農業の形態それに即応するよるな農具の導入というふうな計画は、そういう末端の方から策定されて、それにこれらの促進の法案がマッチできるような態勢になると非常にいいと思つておられますが、それらの結びつきに對しても、この法案はあまりに重さを置いておらぬというふうなことで、ほんとうに機械化を促進しようとする場合においては、農業機械化に對する計画に即応したようなものでなければ、実効が全然上らないのではないかと私は思つておる。従来のような農林省関係の、これに関連があればあると言へるような費用だけをこゝへ集めて、一応かつこうをつくるという程度では、この法案は、名前はいいけれども死物にすぎないのではないかと考へるのです。質問が抽象的になりましたけれども、以上三点につきましてお答え願いたいと思つておる。

○平野(二)委員 この程度の法律では農業機械化の目的が十分達せられないのではないか、期待がすこぶる薄いのではないかという御趣旨でございますが、その点は提案者といつたししては、もつたく同感でございます。ただ御承知の通り、現在農業機械化に對しては、何ら法制的な根拠がないわけであつて、従つてとりあえず、不満足でありませぬけれども、この程度の法案をもつてまず橋頭堡を築いて、そして漸次お話のような趣旨を実現するために今後努力して行く、まずそういう意味において一歩前進であるという考へのもとに、この法案を出したような次第でございます。従つて金融の面につきましては、現在やつておることを法制化したということではありますけれども、しかしながら、こういう法律ができれば、現在行政的にやつておられます金融措置も、法的裏づけができるわけでありませぬから、来年度の予算の獲得等にあたりまして、さらに増額を要求するといふ根拠が出て参りますし、まただん／＼お話のございました農機具は、現在のところでは大體日本の国情に即するような、日本の零細な農業経営に適應するような程度の農機具を考へておるわけですが、將來はさらに大規模な機械の導入も實現して行く、あるいはまたそれ／＼末端からの積上げによつて、さらに大きな農業近代化の目的を達成して行くといふようなことも進めて行く、こういう考へでおるわけでございます。いづれさらに近い将来においてひとつ皆さんの御協力を得まして、一層これを進めて行くようにいたしたいと思つておるわけでありませぬ。当面といたしましては、はなはだ不十分ではございませぬが、一歩前進といふ意味において、ぜひこ

の法案に御賛成願いたいと思つております。

○井出委員長 これにて質疑は終局いたしました。本案につきましては、川俣清吉君より、各派共同提案にかかる修正案が提出されております。この際修正案の趣旨の説明を許します。川俣清吉君。

○川俣委員 私は各派を代表いたしまして、共同修正案を提出いたしたいと存じます。

農業機械化促進法案に対する修正案  
正案  
農業機械化促進法案の一部の次のように修正する。

第二条第一項中「肥培管理」の下に「有害動植物の防除、家畜家畜の飼養管理」を加える。

第四条中「国は、」の下に「農業を営む者が農機具を導入し又は」を加える。

第六条に次の一号を加える。

四 農機具の修理施設及び運営理由は、本法案は農民の要望にこたえた法案であります。十分農民の要望にこたえ得たとは思われないのでありますけれども、また高度経営の進展をはからなければならぬのであります。が、もちろんこれでは不十分であります。が、將來に期待できるものがあ

りますので賛成するのであります。しかしながら、今申し上げましたように、第二条について修正をいたしましたのは、定義の点でございます。いわゆる促進法の対象になる物件を拡大いたそうという考へ方でございます。第四条の修正点は、融資の対象を二本建にいたしました。農機具の機械化促進をはからんとするものでございませぬ。六

条は、国の補助対象を拡大いたしました。発展過程のもとに、その障害をできるだけ除去いたしました。修理の完全を期することによつて、農機具の向上発展に寄与いたしたいところから修正案であります。

○井出委員長 本修正案について質疑があれば、この際これを許します。

○若賀委員 これは政府当局に、関連してお伺いしたいのであります。本年度農業予算には自動耕耘機を中心とした融資のわくが大体四億くらいと記憶しておりますが、この場合、その規格を大體二十馬力ぐらゐまでの牽引力があるものを一応対象とするような考へえがあるかないか。これは地域的にも、北海道のごときは、現在のような自動耕耘機ではな／＼条件や能率の上に適合しない面が非常にあるわけですから。もう少し規模の大きいものも拡大して適用に入れるかどうか。そういうお考えを、実はさつきお聞きしたかつたのですが、お伺いいたします。

○塩見政府委員 平野さんからお話のありましたように、資金源が非常に少ないので、やりたくないような制限をやつておるわけですが、できるだけ上げたいと思つておられます。できれば資金源を広げて、機械化全体の趣旨に沿うように努力をして参りたいと思つておる。今の具体的な、馬力の問題につきましては、十分検討して広げようと思つておると思つておる。

○若賀委員 大體最大の限界において御努力を願うということでは承知しておりますが、さらにこの法案が通過した

場合、すでに共同施設や何かで購入した分に対する無理な金繰りをしておる場合が非常に多い。そういう場合においても大體及ぶ限りこの適用の恩恵に入れてやるという必要があると思つておる。そういう配慮はどうでありますか。

○塩見政府委員 全体が資金源が足りないために農民の方には非常に御迷惑をかけているわけで、資金源が豊富になれば当然その中に均霑させたいと思つるものもたくさんあります。あまり昔に古くもどつたものではやはりいろいろ困る場合もあつてはおります。そういうふうな状態にありますが、できる限りの救済をやりたいと思つておる。

○井出委員長 他に御発言がなければ修正案に對する質疑はこれをもつて終局いたします。

これより修正案及び原案を一括して討論に入ることになります。討論の通告もありませんので、これを省略してただちに採決に入りたいと存じます。が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

それではこれより採決に入ります。まず各派共同提案の修正案について採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

「議員起立」

○井出委員長 起立議員。よつて修正案は可決されました。

次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○井出委員長 起立議員。よつて修正部分を除く原案の通り決しました。これにて本案は修正議決いたしました。なお本案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に成一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井出委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

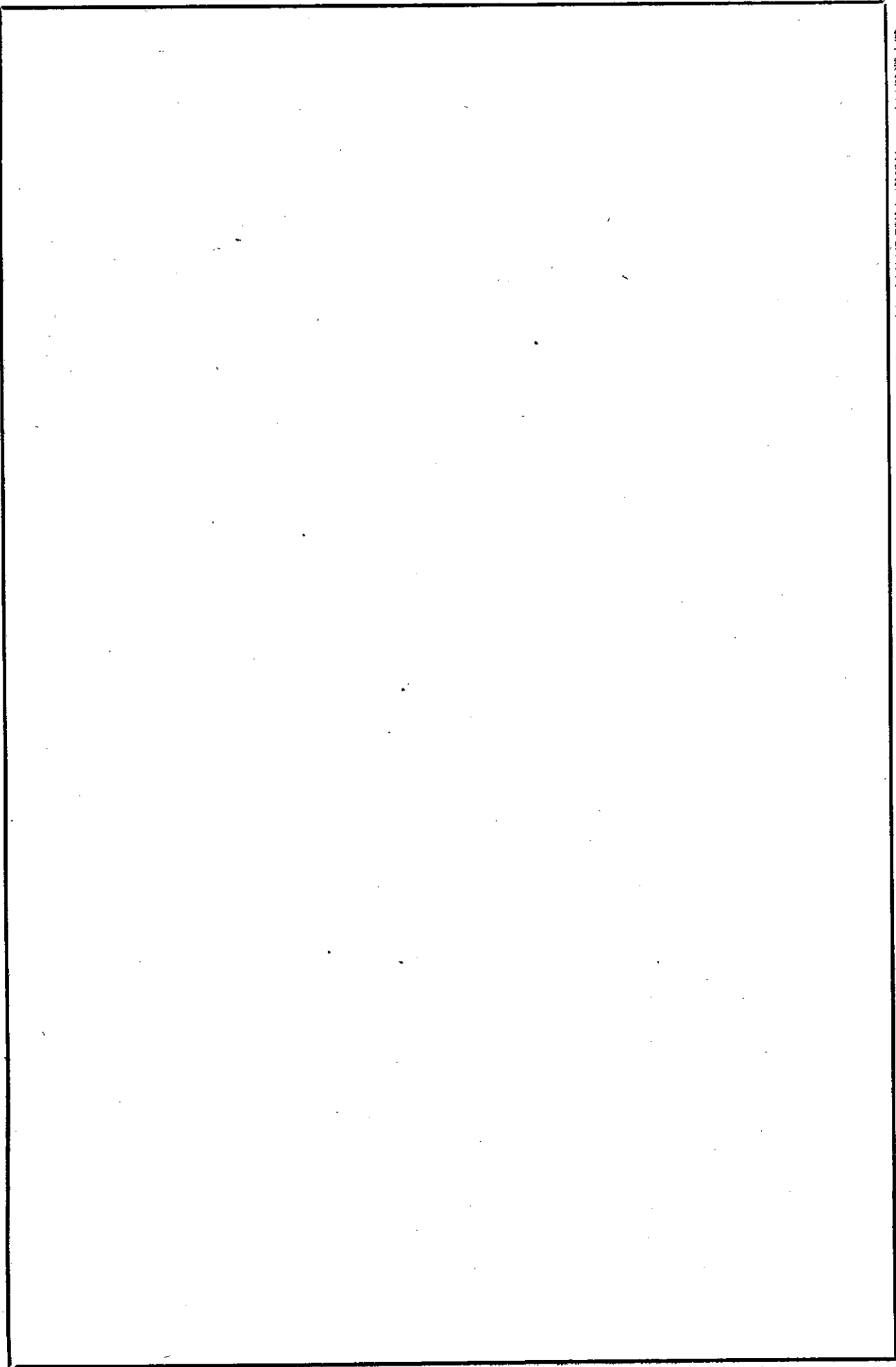
本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

〔参照〕

農業機械化促進法案（平野三郎君外十六名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕



昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局